

第二節 国立岐阜大学の発足

国立岐阜大学は、岐阜師範学校、岐阜青年師範学校、及び岐阜農林専門学校を基礎として、昭和二四年（一九四九）五月三一日に発足した。岐阜大学の発足に至るまでには、総合大学の構想をめぐって様々な紛糾があり、それが発足に至る経緯において、あるいは発足後においても影響を及ぼすことになった。本節では、当時の新聞記事を主な資料として、発足に至るまでの経緯を述べることにする。

一 岐阜大学発足までの経緯

岐阜農専の名大合流問題 昭和二二年（一九四七）九月に名古屋帝國大学総長が岐阜農林専門学校長を訪問し、名大では農学部を含む総合大学をつくる計画を進めているが、その農学部の母体として岐阜農林専門学校に参加してほしいとの要請がなされた。これを受け、農専の教官会議に諮ったところ、賛否両論の意見が出され

た。さらに、この問題を検討するために農専校内に各学科からの委員二名よりなる「名大合流問題委員会」が設置された。九月二十五日には岐阜農専学生大会が開催され、名大合流を決議し、決議文を学校当局に提出した。二八日には「岐農専在校生総合大学昇格学生委員会」が結成された（『岐阜大学農学部六十年史』）。このような動きを受けて、鶴川校長は全校を挙げて名大合流に努力する旨の声明を一〇月二日に発表した。

一方、岐阜師範学校は二二年九月二一日に「学芸大学昇格への構想」を作成し、「田中副知事、水野県会議長、菱田町村長会長以下県下の教育者、有力者など約二百名の参集を求めてその構想を発表、協力を要望」した（『岐阜タイムス』昭和二二年九月二三日）。

翌二三年一月三一日には専門学校長会議（岐阜医大、岐阜農専、岐阜工専、岐阜薬専、岐阜師範、岐阜青年師範、岐阜女専）が開催され、「従来の各校中心の考え方を一掃し、この際世論にもこたえるため新しく岐阜総合大学設置調査委員会を設け自主的な立場から大学の構想を調査すること」になつたと「岐阜タイムス」（昭和二三年二月一日）は報じている。この記事には、「名大合流でその去就を注目されていた農専は目下のところ、この動きに対し依然態度を保留しているが、委員会はその去就を考慮せず独自な立場から総合大学設置を推進することを申合せた」と書かれている。しかし、実際にはこの総合大学構想は、農専の動向に大きく作用されざるを得なかつた。同紙は「この暗しように乗り上げた総合大学案はその後も下火ではあるが依然として活動を続けてきたが、岐農専の態度は廿四年度の名大合流に集中しているのと財政面に実現困難だとする武藤知事の非公式発表によつて主體となつた岐薬専、岐師もこれを断念、今月から新たに連合大学あるいは協定大学の実現に方面を一転して第二段階に

入つた」と報じている（「岐阜タイムス」昭和二三年五月二七日）。

そのような状況の中で、五月二八日に協定大学設立準備会が開催された。これは協定大学案の具体策を協議するために組織されたものであつた。この日の会議では「岐阜協定大学設立と単科大学による協定の二論が対立」したが、認可申請の期限が迫つてのことから、各校が単科大学としての認可申請書を文部省に提出すること、その際申請書に各校岐阜協定大学設置を前提とする教育施設、教授スタッフの交流を付加することが最終的に決定された。同会議での決議には「われわれは本県に総合大学設立を希望するが、差当つてはそれぞれ学園の充実に力をつくすとともに相提携して岐阜協定大学を結成し、その有する設備と教授陣容とを一体的に運営することによつて実質的に総合の実を挙げ、本県教育文化の進展に寄与せんことを期す」と書かれている。さらに、「協定大学設立で問題となるのは農専、女専であるが、農専は名大合流による大学院を狙つており、結局経営は名古屋総合大学のもとに運営されるとはいえ、教授スタッフの強力さは各校の頼みの綱であるだけにその協力を農専に要請したところ農専も地理的にもまた現在まで教授交流の関係もあるので局外にあつてあくまで協定に協力することを快諾、岐阜協定大学設立の際は名古屋総合大学と協定することを決定した。また女専は現在の施設、教授スタッフでは単科大学昇格の見通しは困難であるので、文学部、経済学部を新設して充実を図る計画を進めているが、これに対し市では薬専、女専の単科大学は経営面に大きくひびくため両校一本による大学昇格案をすゝめ具体的に動いている模様である」と報じている（「岐阜タイムス」昭和二三年五月二九日）。

こうした状況下で、武藤知事は、六月一〇日に正式に名大合流反対の

態度を公表した。その理由は、「名大側では前期二年は名古屋で修学させようとの意向をもつており、（略）これが実現すれば将来名大の体制が整つた場合校舎も同地に移転され後期二年の専門学科の学生まで吸収されてしまう危険があり、本県の重要な文化機関を失うに至ることを恐れる」ということであつた。さらに県としては、「同日各市、地事を通じて農専生徒の父兄に対して合流に関する反対趣意書を送つたほか広く県民にも協力を求めて農専の名大合流に対し挙県一致反対の体制をとることになり、一時名古屋への合流も決定的かと見えたこの問題も情勢は更に急転しその成行きは予断を許されぬことになつた」と同紙は報じている。この武藤知事の態度表明の直前、六月九日夜に県は文部省から「文部省も名大合流は留保する」とする電報を受け取つた。県としては、「官立の農専、師範をそれぞれ農林、学芸の単科大学に昇格、両校をもつて総長を置かぬ複合大学に、また県立の医大、工専を同様単科大学としての複合大学に、市立の薬専、女専は市に委すが、これも同様市の複合大学に昇格、以上の三つをもつて協定大学を実現したい」とする意向であつた（「岐阜タイムス」昭和二三年六月一一日）。

このような武藤知事の名大合流に対する正式反対表明を受けて、岐阜農専では、六月一一日に臨時教授会と学生大会がそれぞれ開催された。「いざれもさきの総長会議及び大学設置委員会で承認していたものを学校の関係者でもない県が抜打的にくつがえすのは不当だとして反対、あくまで名大合流の態度を再確認し県側の運動に対抗して各方面に合流の運動を展開することを申合せた」という（「岐阜タイムス」昭和二三年六月二二日）。同校が発表した声明を以下に掲げておく（史現一・一八一）。

声明

本校の名大合流は既に決定して具体的な準備段階に入つて居つたが、今回武藤知事が突如として反対の態度を表明し積極的阻止運動に乗り出した事は学校当局者にとって全く意外の出来事である。学校として右決定迄に充分の研究調査を行ひ県民代表者の意向も聴取してある。学校としてはあく迄も充分の調査研究の結果に基く既定方針に進む覚悟であるから、今回の知事声明に依つて与へられるかも知れない誤解をとくため特に改めて左の諸点を掲げて御参考に供する。国家百年の大計のため最も合理的にして妥当なる本校既定方針に御協力あらんことを切望する。

記

一、名大合流を世間では地元の恩義を忘れて徒に愛知県側に走るが如く見る向きもあるが、それは全く吾々の誠意を誤解しているものであつて、その恩義に感ずればこそ東海唯一の大農学部を建設したいのである。

二、現在の校舎及び施設を移転しないと言ふことは最初からの合併の根本条件の一つであり県民に対する本校の公約でもある。尚この公約は名大合流後と雖も総合大学に於ける学部の独立性からみて県民の支持さえあれば永久に不变である。

三、一般教養学科の一ヶ年半（二年とか予科とあるのは誤り）を名古屋で行ふとの風説もあるが、これは吾々の交渉の結果は本校で行えると確定してゐる。

四、一県一大学案は文部省の大体の方針ではあるが、農学部は特別であり本校の名大合流については本省が既に以前から承認していた処である。大学設置委員会に対する認可申請書もこの方針に従つて既に本校からは提出済であり、正式には名大から近く提出する筈である。

五、一県一大学はやがて大学の地方委譲の前提と考へて誤り無いであらう。若し

その際農林大学の維持費だけでも県民が毎年数千万円の大きな負担を覚悟しなければならぬ。而し名大の農学部になつて居れば連合軍司令部が嘗つて提示した国立十総合大学に加はることになるからその心配は全くない。

六、目下地元民の要請に依り二年制の別科並びに定時制高等学校の附近^(マニ)をも計画中で既に名大の諒解を得ている。名大の農学部となるならば多くの講座を確保出来る見透しがありこの計画も実現出来るが、岐阜複合大学となれば事实上規模が小さくなるからこの計画も実現困難となる。

七、名大の農学部となる方が事実上優秀なる教官を迎える上に有利である。

八、名大の農学部となれば二十四年度に新制大学と併設して旧制大学をも新設出来る見込みがある。これは実現の暁には本校其の他旧制高等学校専門学校卒業者を明年度から直ちに収容出来る。従つて現在の二・三年生も亦進学上甚だ有利である。これも岐阜複合大学の場合には絶対に出来ない。

九、名大の農学部となれば当然大学院が設置され広く学問の道が開ける。而し岐阜複合大学の場合には絶対に出来ない。

十、名大の農学部となつても県下の新制大学に対し教授上の便宜を計ることが出来る。現に一部実行中である。

昭和二十三年六月十一日

岐阜農林専門学校印

さらに六月十四日には、同校は「武藤知事声明の杞憂であることにについて」を発表し、県内各機関に配布した（史現一・一八一）。

武藤知事声明の杞憂であることについて

一、将来名古屋へ移転するだらうと言ふことに就て
イ、現在の校舎及び施設を移転しないといふことは合流の根本条件の一つとして名大との間に約束がある。又文部省も絶対に移転はあり得ないと言明

してゐる。

口・合流後と雖も総合大学における学部の独立性からみて、学部の意向を無視して移転問題の起る心配は決してない。

ハ・農学部の特殊性からみて附属農場その他極めて膨大なる土地及施設を要するので実際問題として移転は出来ない。若し仮りに将来移転問題が起つたらその時こそ県民が反対すればよろしい。

二、一般教養学科の二箇年は名古屋でやるといふことに就て

イ・現在の岐農専の校舎で実施する。これは又文部省も認めてゐる。此の問題は直接関係のある学生教職員が一年も前に充分検討したことである。

ロ・二年の前期大学とか予科とかいふものは新学制には無いので一般教養学科は名大では現在一ヶ年半の予定である。

三、一県一大学主義に就て

イ・国立総合大学の場合は県単位でなく地方ブロック単位である。従つて本校の場合には此の原則には反しない。

ロ・この案はやがて大学の地方委譲の前提と考えて誤りないであらう。その際の国民の経済的負担を考へて置く必要がある。

ハ・名大に合流すれば嘗つて連合軍司令部が提示した国立十総合大学の学部

口・この案はやがて大学の地方委譲の前提と考えて誤りないであらう。その際の国民の経済的負担を考へて置く必要がある。

四、その他

イ・合流によつて單なる看板の塗替えでなく大学院を持つ優秀なる農学部を建設することこそ多年地元から受けた支援に酬ゆる所以であり、更に進んで

本県の文化向上に尽くすことが出来る。

口・合流後と雖も県内の各新制大学に対し教授上の便宜を計ることが出来る。

否むしろそうした方がより貢献出来る筈である。

ハ・農林技術のエッカステンションの方面から考えても国立総合大学の農学部にしておく方が岐阜県にとつてより有利である。

昭和二十三年六月十四日

岐阜農林専門学校印

ここでは、名大合流することによる岐阜県にとつてのメリットをより具体的に述べている。

こうした農専の動きに対し、六月一四日、地元の稻葉郡町村長会は「名大合流は本県の教育百年の大計樹立の見地から賛同出来ない」旨を決議した（岐阜タイムス 昭和二十三年六月一五日）。

文部省は、この時点では、岐阜農専の問題をめぐつて省内の意見は一致していなかつたことが、次の水野県議会議長の談話から分かる。

「森戸文部大臣、有光、岩木両次官、日高等学校教育局長、剣木同局次長以下関係課長にも残らず会つて來たが結論つかぬ情勢にあつた。同様の運動を起していた学校はほかに東北大学への合流を希望した盛岡農専、阪大への合流を希望した三重農専があつたがいずれも最近駄目と決定し、現在では岐農専だけが残つてゐるがこれは名大へ距離的に近いと、さきに県選出代議士が提出した合流に関する請願書が衆議院の誓願委員会で採択となつてゐるため、文部省側も学校側からの陳情に対し考慮を口約しておいたためで、これらは名大側にとつては相当有力な事実である」

（岐阜タイムス 昭和二十三年六月一九日）。

また、同紙は農専の樋浦・玉井教授と学生代表二名の談話も掲載して

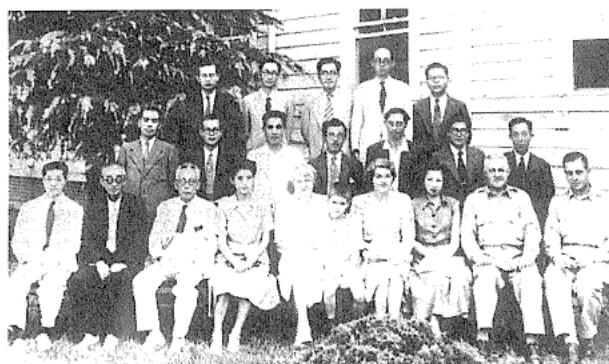
いる。「文部省でもこの問題については既定方針通り合流を支持する細野次官、日高教育局長らと一県一総合大学を主張する岩木次官と二つの意見が対立している」としている。

その後、大学設置委員会（昭和二三年一月一五日設置）の答申に基づき、六月二二日に文部省は「新制国立大学実施要綱」を発表した。この要綱によつて、いわゆる国立大学設置に関する一一原則が定められたが、それでは「その大学が同一府県内の同一都市又は同一の場所にあることが望ましい」「特別の地域（北海道、東京、愛知、大阪、京都、福岡）を除き同一地域にある官立学校はこれを合併して一大学とし一府県一大学の実現を図る」ことが決定されている。

その翌日の二三日、東海北陸軍政部は田村名大総長、山田農専教授、

武藤知事を呼び出し、軍政隊長から「農専を名大の一学部として将来岐阜に総合大学を創つたときかえすという条件つきで合流に賛成してはどうか」という妥協案を示した。

武藤知事は「農専の合流可否は文部省で決定するからその決定に従う」と答え、さらに「知事としては反対であるか」と問われたので反対であると答え」たという（岐阜タイムス 昭和二三年六月二十四日）。



岐阜農林専門学校へ視察に来た軍政長官（昭和23年）

右から2人目がジェーモント軍政長官、左から3人目が田村名古屋大学総長。

（岐阜大学農学部『目でみる70年の歩み』より）

武藤知事を呼び出し、軍政隊長から「農専を名大の一学部として将来岐阜に総合大学を創つたときかえすという条件つきで合流に賛成してはどうか」という妥協案を示した。

武藤知事は「農専の合流可否は文部省で決定するからその決定に従う」と答え、さらに「知事としては反対であるか」と問われたので反対であると答え」たという（岐阜タイムス 昭和二三年六月二十四日）。

六月一五日には県議会が緊急教育部常任委員会を開催し、それが「初めに県、農専側双方代表の出席を求め」、また県内学界からも参加を求めた会議となつた。会議は「双方とも白熱的な論戦を展開」し、「審議は終始緊張裡に進められたが結論を得ず、態度決定は更に後日にゆずること」なつた。この会議で出された県の意見は、「はじて、農専が県大学として残るよりbrook大学として昇格した方がよい利点も二、三認める、しかしこれらは直接学校関係者にとつての話で、県民とは大した関係もない、県民の受ける利益と学校関係者の受ける利益との比重が合流か否かを決すると思う」というものであつた。岐阜師範の校長代理は、「師範としては当初単独で昇格出来ると考え、農専問題について関心は持つていなかつた、現在微妙な立場にある師範としての意見を述べることは差し控えたいが、私個人の意見は必ずしも合流に反対する気持はないが、将来県に総合大学を作るとすれば農専が單科大学として県内にあつた方が良いのではないかと考えている」と述べた。薬専校長は、「私個人の意見では県民の文化高揚という点から考へると県内に総合大学を作つた方が良いと考へる」、「農専自体としては合流する方が良いだらうが、それは農専自身の立場であつて県の利益にはならないと考へる、しかし県が合流反対というからには県総合大学設立の具体案を示さなければ農専としても了解出来ないだらう、県はまず総合大学設立の具体案を示してはどうか」との意見を述べた（岐阜タイムス 昭和二三年六月二六日）。師範も薬専も農専の名大合流には積極的な態度は示さなかつたことが分かる。

この会議を受けて、県は構想的具体案を作成し、「県下六旧制専門学校のうち官立の農専、師範、県立の医大、工専をそれぞれ農学部、学芸学部、医学部、工学部とし、市立の薬専を單科の薬学部とする五校の協定（岐阜タイムス 昭和二三年六月二四日）。

大学で、前期の一般教養学科は同一校舎にまとめてそれぞれの学校の優秀教授スタッフで開講、残る市立女子専門学校はなお暫く旧制専門校として残し設備充足を待つて法文学部として昇格、以上六学部をもつて将来県立の総合大学を設立しよう」とする構想を打ち出した（「岐阜タイムス」昭和二三年六月二七日）。

六月二九日には、県教職員組合連合会が名大合流反対の声明書を満場一致で採択し、県の総合大学設立案に協力することを申合せた。声明書要旨は、「新学制による教育民主化の意図は国民大衆の知的向上と教育の機会均等にあり、大学、高専など最高学府の大都市集中はぜひとも一掃されねばならぬ、岐阜農専の名大合流はこれに逆行するものであり、本県における学徒の教育、学術文化の向上を念願し郷土の先輩が偉大な努力を傾けて建設した遺業に重大な関心を持つわれわれとして絶対反対を表明する」というものであつた（「岐阜タイムス」昭和二三年六月三〇日）。

同日には県議会教育部常任委員会が開催された。その場において軍政部から再び妥協案が示され、議論された。その案は「現在の漠然とした県総合大学のために残るより、現在は名大に合流した方が学校のためにも、また負担の増加が予想される県民のためにも得策である」という理由で「今後一年後か、二年後か、県の大学計画がもつと具体化し予算上の目安もつき受入れ態勢が出来たとき県の大学として帰るとの契約のもとにひとまず農専は名大に合流する」というものであつた。しかし、この会議でも結論を得るに至らなかつた（「岐阜タイムス」昭和二三年六月三〇日）。

なお、農専以外の各専門学校の学生の動きも農専の名大合流には批判的であつた。岐阜工専では、六月二八日の学生大会の決議により、「他校自治委員会と連絡の上一大学生運動を展開し農専学生の翻意を求むると

共に県内総合大学建設に乗り出す」ことになつた（「岐阜タイムス」昭和二三年六月三〇日）。

七月一日の県議会では、教育部常任委員会から「岐阜農専の名大合流問題についての決議（案）」（史現一・一八）が提出され、「名大合流反対決議」が採択された。前日まで条件付きで合流支持の態度をとつていた社会クラブは、一日に県が得た「師範は単独では四年制の学芸大学昇格困難」との文部省日高等学校教育局長の声明を中心に再度検討し、結局中央に実情を確かめるまでは採決不可能というので「審議留保」ということで本会議に臨んだ。この審議延期の動議は採択されず、社会クラブの議員が退場したあと、前の決議が採択された。

この県議会の決議に対し、農専は直後の三日に緊急昇格準備委員会を開催し、「あくまで合流に邁進する」旨の声明書を発表した。また、玉井教授と多田学生昇格委員長の名で「県議会の決議は世論のすべてではないからわれわれは希望を捨てることなく、なお最後の交渉を文部省に行うつもりだ、もしも名大への合流が実現しなかつた場合、われわれは今後許される七年間このまま農専として残り、期限が切れたときに廃校するつもりだ」という談話を新聞で公表している（「岐阜タイムス」昭和二三年七月四日）。

このような状況の中で、文部省は七月一七日に開催される国立総合大學総長会議に上京する名大総長と話し合い、また森戸文部大臣が岐阜に赴き、関係者と懇談することになった。これは文部省の最終判断である「すでに一県一校の建前をとつてるので、この線にそい最後の裁断を下すことになるが、さきの同県会で満場一致岐阜新制大学設置を協議しているのでこれを強力な根拠として文部省の態度を決定することになつ

た」ことを伝えるものであつたが、あくまで円満な話し合いによる妥結を希望して、そのような行動をとつた（「岐阜タイムス」昭和二三年七月一七日）。

七月一八日に来岐した森戸文部大臣は、記者との一問一答で、「文部省の方針としては本年四月頃大体県単位で大学をつくるということに決定していたが、その後特殊の事情を考慮して例外をも認めようとの意見も強くなつた、岐農専も省内で認めようとの意見と認めないととの意見とに分れ、はつきりした態度はきまつていなかつた、県、学校側双方がそれを自分側に都合のよいように解釈したため混乱したと思う、しかし現在は他県にまたがることを許すと有力な学校は他県にとられるおそれがあり、地元の地盤が弱くなるというので暫時越県は認めないとの原則で例外は認めぬ方向に向つてゐる、目下問題になつてゐるのは岐農専と浦和高だが、今月末迄にははつきりするが、決定に当つては地元の世論もきくが、文部省の方針を基盤にしてきめる」と述べている（「岐阜タイムス」昭和二三年七月一九日）。

しかし、森戸文相は最後の断を下す予定であつたが学校当局の熱心な主張に押されて断を下すことなく帰京した。その後、七月二一日に上京した農専校長と学校教育局首脳との懇談の結果、名大への合併はとりやめ、岐阜農専を中心に岐阜師範を加えた新制大学を設置することになった（「岐阜タイムス」昭和二三年七月二三日）。

以上のように文部省は農専の大合流を認めない方針を明らかにしたが、農専側は態度をしばらく保留していた。

その後、県教育委員会は、二三年一二月一六日に「懸案の岐阜総合大学設立の機運が熟して來た」として、「設立運動を強力に進めるため岐阜総合大学設立期成同盟会（仮称）の結成について協議する」場を設けた

（「岐阜タイムス」昭和二三年一二月一三日）。これには農専は出席していない。翌二四年一月には、「吉田茂首相と大野伴陸代議士による異例の学校視察があり、関係者から直接合流問題に対する事情聴取」が行われている（「岐阜大学の五十年」）。

一方、岐阜医科大学と岐阜薬科大学は二四年二月一〇日の大学設置委員会で開設認可と決定され、「今春四月を期し発足する」と報道された（「岐阜タイムス」昭和二四年二月一二日）。また、同紙は「問題の岐阜農専はこの十五日までに名大合流か否かの態度を決定しなければ旧制専門学校として残されることとなり場合によつては自然消滅の恐れもある」と延べ、農専が置かれた状況を報じている。

その結果、農専では二月一一日に学生大会と校内職員組合臨時大会が開催され、次いで二二日には、「朝九時半から夜九時まで討議を続けられた教官会議でついに岐阜大学への参加を決定」した。「ここに二年余りにわたつてもみにもんだ農専問題はついに終止符を打つ」に至つた（「岐阜タイムス」昭和二四年二月一四日）。

岐阜大学設置認可申請 昭和二四年二月二〇日、岐阜大学設置認可申請書が文部大臣あてに提出された。以下に、その一部を掲載する。

大学設置認可申請書

此の度学校教育法第四条によつて岐阜大学を設置致したいと思ひますから御認可下さるよう別紙書類を添へて申請いたします。

昭和二十四年二月二十日

岐阜青年師範学校長 松久義平
岐阜青年師範学校長 海野隆之進

岐阜農林専門学校長 蟶川睦之助

器具 一一、七六〇点

器具 二八、四一九点
動物 一二三二頭文部大臣 高瀬莊太郎殿
(別紙)

第一 岐阜大学設置要項

一、目的及使命

本学は広く教養を与ふるとともに深く専門の学芸を教授研究し教育界並に農林業界における人材を育成するを目的とし、教育文化の進展に寄与するを以て使命とする。

二、名称 岐阜大学

三、位置

岐阜市加納大手町七四番地 大学本部(未定)

同 上

一般教養部

岐阜市長良一五三八番地 学芸学部

岐阜県稻葉郡那加町 農学部

四、校地(総坪数)

学芸学部 四〇、七六二坪

農学部 一、七六一、二三七坪

五、校舎等建物(総坪数)

学芸学部 五、八五五坪

農学部 五、六〇五坪

六、図書標本機械器具等施設概要

学芸学部 図書 六四、四八六冊 農学部 図書 六〇、四四五冊

標本 六、九八一点 標本 六〇六点

機械 八三五点 機械 三、三八四点

七、学部学科の組織並に学科別主要科目

学芸学部 第一部 四年課程

第二部 二年課程

農学部 四年課程
学芸学部の学科組織並に学科別主要科目は次の通りである。

科別	学科	主要科目
教育科		
教育学科		
	哲学	
	倫理学	
	教育心理学	
	教育學	
	社会学	
社会学科		
	政治学	
	経済学	
	人文地理学	
	社会科教育	
国史学科		
	國史学	
歴史教育		
外國史学		
国語国文学科		
国文学		
国語学		
歴史教育		
外國史学		

		農學部		農學部 学科組織並に学科別主要科目は次の通りである。		技能科		職業科	
		科別		講座名		主 要 科 目		農 學 科	
		農 學 科		農 學 第一講座		(作物学)		農業工学	
		農 學 第二講座		(園芸学)		(作物病理学)		農業経済	
		農 學 第三講座		(応用動物学)		(森林利用学及森林保護学)		農業生物学	
		農 學 第四講座		(農業経済学)		(遺伝及育種学)		森林製造学及木材化学	
		農 學 第五講座		(第六講座)		(造林学及森林加工学)		森林利用学及木材加工学	
		農 學 第六講座		(第三講座)		(林産製造学及木材化学)		森林製造学及木材化学	
		林 學 科		林 學 第一講座		(第二講座)		家庭科教育	
		林 學 第二講座		(第一講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第三講座		(第三講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第四講座		(第四講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第五講座		(第五講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六講座		(第六講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第七講座		(第七講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第八講座		(第八講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第九講座		(第九講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第十講座		(第十講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第十一講座		(第十一講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第十二講座		(第十二講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第十三講座		(第十三講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第十四講座		(第十四講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第十五講座		(第十五講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第十六講座		(第十六講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第十七講座		(第十七講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第十八講座		(第十八講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第十九講座		(第十九講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第二十講座		(第二十講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第二十一講座		(第二十一講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第二十二講座		(第二十二講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第二十三講座		(第二十三講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第二十四講座		(第二十四講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第二十五講座		(第二十五講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第二十六講座		(第二十六講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第二十七講座		(第二十七講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第二十八講座		(第二十八講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第二十九講座		(第二十九講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第三十講座		(第三十講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第三十一講座		(第三十一講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第三十二講座		(第三十二講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第三十三講座		(第三十三講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第三十四講座		(第三十四講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第三十五講座		(第三十五講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第三十六講座		(第三十六講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第三十七講座		(第三十七講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第三十八講座		(第三十八講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第三十九講座		(第三十九講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第四十講座		(第四十講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第四十一講座		(第四十一講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第四十二講座		(第四十二講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第四十三講座		(第四十三講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第四十四講座		(第四十四講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第四十五講座		(第四十五講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第四十六講座		(第四十六講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第四十七講座		(第四十七講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第四十八講座		(第四十八講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第四十九講座		(第四十九講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第五十講座		(第五十講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第五十一講座		(第五十一講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第五十二講座		(第五十二講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第五十三講座		(第五十三講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第五十四講座		(第五十四講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第五十五講座		(第五十五講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第五十六講座		(第五十六講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第五十七講座		(第五十七講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第五十八講座		(第五十八講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第五十九講座		(第五十九講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六十講座		(第六十講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第六十ー講座		(第六十一講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六十ニ講座		(第六十二講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第六十ニ講座		(第六十三講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六十ニ講座		(第六十四講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第六十ニ講座		(第六十五講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六十ニ講座		(第六十六講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第六十ニ講座		(第六十七講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六十ニ講座		(第六十八講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第六十ニ講座		(第六十九講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六十ニ講座		(第七十講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第六十ニ講座		(第七十一講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六十ニ講座		(第七十二講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第六十ニ講座		(第七十三講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六十ニ講座		(第七十四講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第六十ニ講座		(第七十五講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六十ニ講座		(第七十六講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第六十ニ講座		(第七十七講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六十ニ講座		(第七十八講座)		(被服学)		被服学	
		林 學 第六十ニ講座		(第七十九講座)		(家庭科教育)		家庭科教育	
		林 學 第六十ニ講座		(第八十講座)		(被服学)		被服学	

第一部第一学年及第二学年は一般教養科目を主とし第三学年及第四学年は専門科目を主とする。

第二部第一学年は

学芸学部の教職課程に関する科目は全学年を通じて之を課する。

学士称号は文学士 理学士及農学士とする。

十、職員組織概要

學長	一人
學部長	二人
學芸學部教官	(略)
農學部教官	(略)

第一、学部学科別学生定員

合 計	農 學 部	學 部 別	農 學 部	學 科 別		一 學 年	同 二 部		第一 部	學 芸 學 部	
				農 學 科	林 學 科		文 理 科	文 理 科		一 學 年	全 學 年
農業工学科	獸医学科	農芸化学科	林学科	農学科	農学科	四〇	四〇	三〇	一六〇	六〇	四八〇
一八〇	三〇	四〇	四〇	三〇	一六〇	一六〇	一六〇	一一〇	一一〇	一二〇	二四〇
							实 科	理 科	实 科	三〇	一二〇
							(一年課程)	文 理 科	文 理 科	六〇	四八〇
							一 學 年	一 學 年	一 學 年	三〇	一二〇
							六〇	六〇	六〇	一二〇	一二〇
							三六〇	三六〇	三六〇	一二〇	一二〇
							九六〇	九六〇	九六〇	一二〇	一二〇
							全學年	全學年	全學年	四八〇	四八〇

八、附屬施設

附設昆虫研究所

附属小学校 岐阜市立小学校を以て代用する。

附属中学校 岐阜市立中学校を以て代用する。
附属幼稚園 岐阜市立幼稚園を以て代用する。

九、履修方法及学位授与概要

二二六

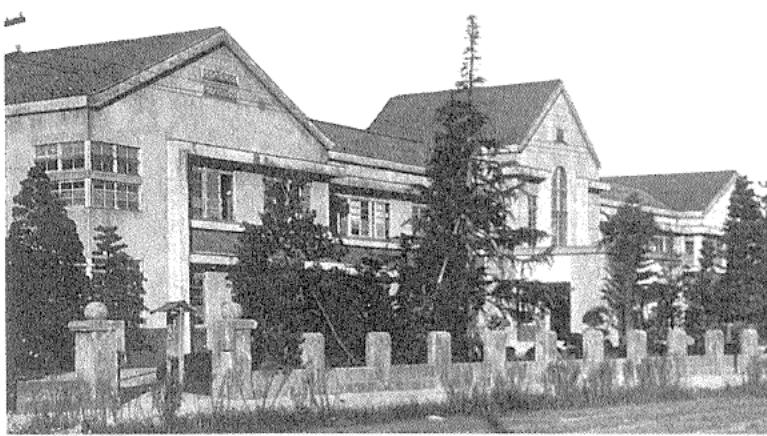
附属幼稚園
岐阜市立幼稚園を以て代用する。

十二、設置者 国

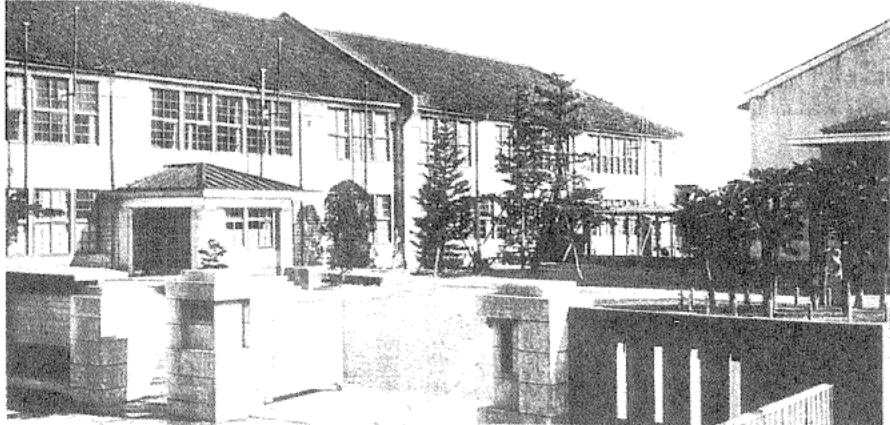
十三、維持経営の方法 国庫支出金による。

十四、大学開設の時期 昭和二十四年四月一日

昭和二四年三月一八日、大学設置委員会によつて国立大学六九校の設置が決定し、同月二十五日に文部省は設置認可した。そして同年五月三一日、国立学校設置法が公布され、国立岐阜大学は学芸学部と農学部をもつて発足した。



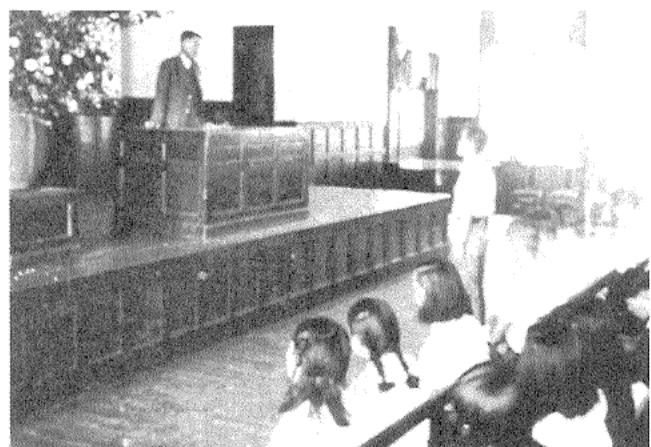
学芸学部長良校舎



学芸学部加納校舎



農学部那加校舎



加納校舎で行われた第1回入学式

(昭和24年7月15日)

岐阜大学の校舎と第1回入学式

(『岐阜大学の五十年』より)